|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1　総則について | | | |
| 共通事項 | | | |
|  | 事業者は、標準要求書の「総則」に規定される各事項について十分に理解し、その内容を遵守すること。 | □ | □ |
| 2　安全管理について | | | |
| 共通事項 | | | |
|  | 事業者は、標準要求書の「安全管理」に規定される各事項について十分に理解し、その内容を遵守すること。 | □ | □ |
| 3　業務内容 | | | |
| 共通事項 | | | |
|  | 事業者は、標準要求書の業務内容の「3.1共通」に規定される各事項について十分に理解し、その内容を遵守すること。 | □ | □ |
| 3.2　統括業務 | | | |
| 3.2.1　統括管理業務 | | | |
|  | 事業者は、業務期間に亘る個別の各業務を統括することにより、業務期間に亘り一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、当該業務に関する本市への積極的な提案、本市側との必要な情報交換及びその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施するために、一元的な統括管理を実施すること。 | □ | □ |
| (1)統括責任者の配置 | | | |
|  | 統括管理業務は、統括責任者を業務期間に亘り1名以上配置し、効率的・効果的な統括管理を行うこと。なお、統括責任者の補佐として業務責任者等を設ける場合には、本市へ届け出ること。 | □ | □ |
|  | a)業務期間の開始から終了までの間、専任できる者であること。なお、統括責任者は、必ずしも本市へ常駐する必要はないが、本市等からの連絡などに対応できる者であること。 | □ | □ |
|  | b)本業務に係る個別業務を一元的に統括管理し、本業務を取りまとめることができる者であること。 | □ | □ |
|  | c)全ての個別業務の業務内容を理解しており、本市との窓口となり、業務を管理する能力がある者であること。 | □ | □ |
|  | d)現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を可能とするよう努めることができる者であること。 | □ | □ |
|  | e)業務の遂行状況を踏まえ、業務改善を提案し実行できる者であること。 | □ | □ |
| (2)統括管理業務の役割 | | | |
|  | a)統括責任者は、業務期間に亘る個別業務の一元的な統括管理を行うこと。 | □ | □ |
|  | b)統括責任者は、全ての個別業務の内容を理解し、本市との窓口となること。 | □ | □ |
|  | c)統括責任者は、現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行って課題等を解決すること。 | □ | □ |
| (3)統括管理の内容 | | | |
|  | 統括管理では「(2)統括管理者の役割」に記載した事項を実施するとともに、各種計画書及び報告書等を作成するものとし、その内容及び対象地区等は、別紙1「業務概要」による。また、本市と協議の上適宜会議を開催し、課題の共有や業務改善等の提案を行うなど、本委託の目的を達成し得るよう努めること。 | □ | □ |
|  | 各種計画書・報告書の作成を行うとともに、適時適切に、本市に対して作成した各計画書及び各報告書の内容を説明すること。 | □ | □ |
|  | 事業者は、本事業を実施するに当たって、契約日の翌日から28日以内に、履行期間中における下水道施設等の維持管理業務の内容を網羅した業務計画書を作成し、本市の確認を得ること。  また、各四半期末月（6、9、12、3月）の25日までに翌四半期における維持管理計画書を、毎年度末にまでに翌年度の年間維持管理計画書を、それぞれ週単位・月単位で把握できるよう作成し、本市の確認を得ること。 | □ | □ |
|  | 業務計画書は履行期間全体、年度別維持管理計画書は年間を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成するものとし、以下の内容を記載すること。 | □ | □ |
| 3.2.2　情報管理業務 | | | |
|  | 情報管理業務では、日常的維持管理業務（日常管理業務、住民対応等業務、大雨対応等業務等）で実施した内容について、データベース（Excel形式）としてとりまとめるとともに、その位置が把握できる図面（PDF形式）としてとりまとめること。 | □ | □ |
| (1)データベースの構築 | | | |
|  | 事業者は、本市との協議のうえデータベースの構造（項目、型式、入力方法等）を定め、日常管理業務、住民対応等業務、大雨対応等業務で実施した内容を収録できるデータベース（Excel形式）を作成すること。 | □ | □ |
| (2)データベースへの反映 | | | |
|  | 事業者は、それぞれの業務実施後に、その内容をデータベースへと反映させること。また、そのデータベースについては、毎月25日までに本市と共有すること。 | □ | □ |
| (3)位置の把握 | | | |
|  | 事業者は、データベースの反映に加え、その位置について図面として把握できるようにすること。なお、紙面による把握だけでなく、市が使用しているシステムで位置が把握できるよう整理を行うこと。なお、その図面については、毎月25日までに本市と共有すること。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 3.3日常的維持管理業務　–　3.3.1日常管理業務 | | | |
| (1)業務の履行に際して | | | |
|  | 日常的維持管理業務の実施数量及び実施個所は、別紙1「業務概要」及び別添の図面集による。  作業時間は、仕様上定めのない限りにおいて原則として平日昼間とし、やむを得ない事由により休日・祭日・夜間に実施する場合には、市と協議すること。  また、各業務において対象施設の機能に係る損傷等が確認された場合には、応急対応を行うとともに、本市へ報告すること。 | □ | □ |
| (2)必要となる許認可について | | | |
|  | 作業において必要となる道路使用許可等においては、各管理者より付された条件を厳守すること。 | □ | □ |
| (3)使用機材 | | | |
|  | 業務に使用する機材は計画書に記載し、常に点検して完全な整備を行うこと。 | □ | □ |
| 3.3.1.1車上巡視・人孔蓋点検 | | | |
|  | 本巡視及び点検は、道路上を占用している人孔蓋について、通行等の安全上支障がないか否かを確認するもので、本市の指定する道路において車上巡視を行うものである。  巡視の頻度は、年4回（3か月に1度）とし、下記記載の事項に従い実施するものとする。巡視において危険個所を発見した場合には、即時に安全の確保等の応急対応を行い、住民対応等業務において必要な修繕を実施するものとする。  なお、巡視結果等については、危険個所の記録写真を撮影するとともに下水道台帳等に位置を記載して、対応の有無も含め報告書を作成し速やかに提出すること。 | □ | □ |
|  | ①巡視業務は、原則として昼間業務とし、対象路線の交通事情等に配慮して実施すること。ただし、業務の遂行上必要がある場合は、この限りではない。なお業務には、準備･後片付け･書類作成･報告等も含まれるものとする。 | □ | □ |
|  | ②車両による巡視は、複数名で実施すること。なお、車両については、受託者が用意するとともに、点検や自動車保険等の加入など、本委託の執行や事故等の発生において問題とならないよう準備すること。 | □ | □ |
|  | ③車両の走行速度は、後続車の通行に支障が生じない限りにおいて低速にて実施し、確実な巡視に努めること。 | □ | □ |
|  | ④巡視中に沿道住民及び道路利用者より苦情等があった場合は、丁寧な対応を行い、対応結果を本市に報告すること。 | □ | □ |
|  | ⑤巡視の実施に際しては、事前に本市と打ち合わせを行い、巡視ルートの路線特性、地域特性を十分理解し、実施すること。 | □ | □ |
|  | ⑥巡視後、亀裂、沈下、陥没、隆起等の問題のある個所を報告書として取りまとめ、本市へ提出すること。 | □ | □ |
|  | ⑦人身、物損、自損等の形態を問わず、事故が発生した場合は、受託者は速やかに本市に事故内容を連絡するとともに、受託者に責において対応し、事故処理が完了した場合は、本市の指示する書式により対応結果を報告すること。 | □ | □ |
| 3.3.1.2ポンプ施設保守点検 | | | |
|  | ポンプ保守点検は、本市が管理するポンプ施設（マンホールポンプ：6箇所、第1水源ポンプ：1箇所）の保守点検を行うものである。なお、ポンプ保守点検は、本市が定めるポンプ施設点検基準表に基づいて行うものとし、各マンホール内コンクリート表面のpH測定（マイクロエッセンシャル試験紙による）を行うものである。点検頻度は、各所1回／月、年次点検は１～3回／年を標準とし、必要に応じて随時実施する。 | □ | □ |
|  | ①実施場所及び実施回数については、別紙1「業務概要」及び別図3「ポンプ施設保守点検位置図」に従うこと。 | □ | □ |
|  | ②ポンプ施設に異常が発生した場合は、市の指示が無くとも事業者が速やかに故障の原因を調査し、下記の対応を行うものとする。  a)軽微（ボルト・パッキン程度の消耗部品の交換程度）な故障である場合は、事業者が迅速に修理対応を行い、本市に報告すること。  b)重故障（ポンプ・弁類等の交換が必要な故障）である場合は、安全対策等の初期対応を実施し、事業者より修理対応の提案（見積りを含む。）を行うとともに、本市に報告すること。 | □ | □ |
|  | ③ポンプ施設の故障、停電及び高水位等の異常発生時の自動通報システムによる受令者は事業者とする。なお、受令者は4名以上とし、その受信順位をつけて本市へ提出し、本市が自動通報システムに設定する。 | □ | □ |
|  | ④事業者は、ポンプ施設の異常発生等による、自動通報システムを受令できる体制及び速やかに現場対応できる体制を、委託期間中24時間確保するものとする。なお、緊急対応（待機）用車両（揚泥車、高圧洗浄車、給水車等）、機器類（仮設ポンプ等）及び資材は事業者において備えること。 | □ | □ |
|  | ⑤電気工作物に関する事故発生の場合は、本市へ直ちに連絡するととともに、事業者より東京電力等に連絡をとり、適切な指示を受けたのち、応急措置を行うこと。 | □ | □ |
|  | ⑥作業、施設運転実績を明らかにするため、事業者は別紙3「提出書類等」に定める書類を提出する。なお、異常通報時又は緊急点検を行う場合は、その都度報告すること。 | □ | □ |
| 3.3.1.3雨水排水樋管等保守点検 | | | |
|  | 雨水排水樋管等保守点検は、本市が管理する雨水排水樋管（大川排水樋管、小河原排水樋管、大栗排水樋管、東寺方排水樋管）の点検を行うとともに、河川占用の履行検査に伴う対応（立会・草刈等）や、本市の倉庫に常備している可搬発電機及び排水ポンプについて稼働確認を行うものである。  なお、各作業の実施場所及び実施回数は、別紙1「業務概要」及び別図3「雨水排水樋管等保守点検位置図」に従うこと。 | □ | □ |
| (1)雨水排水樋管等の点検 | | | |
|  | ①雨水排水樋管の保守点検は、事業者が本市の定める正規の操作手順に基づきゲート操作を行い、操作状況、ゲートの水密性を点検すること。 | □ | □ |
|  | ②排水エンジンポンプの保守点検は、事業者が所定の位置でポンプ操作を行い、稼働状況、燃料及びオイル等を点検し、調整あるいは補充すること。 | □ | □ |
|  | ③事業者は、点検結果を明らかにするため、別紙10「巡視・点検業務等の報告書記載要領」に定める書類を作成し、本市が指定する日までに提出すること。 | □ | □ |
| (2)河川占用の履行検査対応 | | | |
|  | ①河川占用の履行検査に伴う立会については、立会においては転落防止柵の転倒・戻し作業及び排水樋管（ゲート等）の操作を行うとともに、点検状況の報告等を行うこと。 | □ | □ |
|  | ②河川占用の履行検査に伴う草刈については、本市が管理する小河原排水樋管（堤外及び堤内の法面で実施）、大栗排水樋管（河川側の法面で実施）、関戸古茂川雨水ポンプ場（場内の植え込み）において、事業者が機械除草（肩掛式を基本とする）による草刈を行うものである。 | □ | □ |
|  | ③なお、雨水排水樋管草刈の回数は、小河原排水樋管で「堤外で年3回、堤内で年2回」、大栗排水樋管で「河川側で年1回」とし、第1回目は7月末までに行うものとする。また、大川排水樋管及び大栗排水管については、草刈作業と点検業務に関する国土交通省との履行立会には、統括責任者等が立合うこと。 | □ | □ |
|  | ④実施場所については、雨水排水樋管の施設関連地となり、市の指示に従うこと。 | □ | □ |
|  | ⑤事業者は、作業開始前に撮影箇所を決め、作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、別紙10「巡視・点検業務等の報告書記載要領」に基づき、各箇所別に整理して本市へ提出すること。 | □ | □ |
| (3)可搬型発電機等の点検 | | | |
|  | 本市の倉庫に常備している可搬発電機及び排水ポンプについて稼働確認を行い異常が認められる場合には速やかに本市へ報告すること。 | □ | □ |
| 3.3.1.4水路等点検 | | | |
|  | 水路等点検は、本市が管理する水路に設置している侵入防止及び除塵用のスクリーン（24地点：26回/月）について、点検及びゴミ上げを行うとともに、水路の排水機能に支障が生じた際に使用する排水エンジンポンプの保守点検を行うこと。 | □ | □ |
|  | ①実施場所及び実施回数については、別紙1「業務概要」及び別図3「雨水排水樋管等保守点検位置図」に従うこと。 | □ | □ |
|  | ②水路等の点検においては、点検・清掃の前後において記録写真を撮影し報告書として整理提出すること。 | □ | □ |
| 3.3.1.5 管渠等定期清掃 | | | |
|  | 管渠等定期清掃は、本市の管理する下水道管渠において、下水道施設の機能を維持するため、管渠等の清掃を実施するものである。 | □ | □ |
|  | ①実施場所及び実施数量については、別紙1「業務概要」及び別図5「管渠等定期清掃位置図」に従うこと。 | □ | □ |
|  | ②本委託は、指示する箇所の清掃を期間内に行うが、各年度において第1回目の清掃は8月末までに完了させ、第2回目の清掃は約半年後までに完了とする。 | □ | □ |
|  | ③事業者は、清掃状況の記録写真を撮影し、工程順に整理編集して写真帳として提出すること。 | □ | □ |
|  | ④人孔及び管渠内で作業を行う時は、酸素欠乏危険作業主任者を配置し、滞留する有毒ガス等に対し十分な事前調査を行い、必要に応じて換気等の対策を講じ、事故の防止を図ること。また、人孔及び管渠内では裸火を使用しないこと。 | □ | □ |
|  | ⑤事業者は、作業に際しては、流量の少ない時間帯を選び、締切等を施し、管内状況が明瞭に把握できる様にすること。締切に際しては、汚水が溢水しない様十分注意して施工すること。また、受託者の都合により、時間帯を選べない時は、受託者の負担により適切に水替等の措置を講ずること。 | □ | □ |
|  | ⑥受託者は、洗浄に先立ち管渠清掃区間の下流側人孔に揚泥車等を配置し、施工区間外への洗浄土砂等異物の流出を防止すること。 | □ | □ |
|  | ⑦本委託で発生した汚泥は、市の処分契約をしている下記業者まで運搬搬入するものとする。 | □ | □ |
| 3.3.1.6 親水水路清掃 | | | |
|  | 水路清掃は、本市が管理する親水整備した水路（大川）において、水路内清掃、水路敷清掃、植込地除草（手抜）を行うものである。 | □ | □ |
|  | ①実施場所及び実施回数については、別紙1「業務概要」及び別図4「水路清掃位置図」に従うこと。 | □ | □ |
|  | ②水路内清掃は、事業者が流水面を高圧洗浄機等でコケを除去し、水路内で堆積したゴミ、土砂、落ち葉等を除去するものである。 | □ | □ |
|  | ③水路敷清掃は、水路敷内において事業者がゴミ、土砂、落ち葉等を除去するものである。 | □ | □ |
|  | ④植込地除草（機械）は、肩掛け式草刈機により植込地内において除草を行うものであるが、機械除草が困難場合は手抜き又は手刈り等により除草する。 | □ | □ |
| 3.3.1.7 管理用地草刈・除草 | | | |
|  | 水路草刈は、本市が指定する箇所に対し、事業者が機械除草（肩掛式を基本とする）による草刈を行うものである。なお、水路草刈は年2回以上とし、第1回目は7月末までに行うこと。 | □ | □ |
|  | ①実施場所については、別図5「水路草刈位置図」に従うこと。 | □ | □ |
|  | ②事業者は、作業開始時期を本市と事前に調整し、作業前及び作業完了後には本市へ報告するとともに、作業報告書を提出すること。 | □ | □ |
|  | ③作業中に植込地にゴミ（カン、ビン、紙くず等）を発見した場合は、事業者が速やかに清掃を行い、本市の指定する置き場へゴミを搬入すること。 | □ | □ |
|  | ④事業者は、作業開始前に撮影箇所を決め、作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、別紙10「巡視・点検業務等の報告書要領」に基づき、各箇所別に整理して本市へ提出すること。 | □ | □ |
|  | ⑤事業者は草刈り業務の効果を最大限確保するため、作業場所や作業時期を検討して作業計画を策定すること。なお、一部の対象箇所については、実施時期の指定があることから、作業計画の策定段階において、本市と十分に協議すること。 | □ | □ |
| 3.3.1.8 雨水排水ポンプ場内植栽管理 | | | |
|  | 雨水排水ポンプ場植栽管理は、「清水堀緑地」内の本市が管理する関戸古茂川雨水排水ポンプ場敷地内にある植栽等を管理するものである。 | □ | □ |
|  | ① 実施場所及び実施回数については、別紙1「業務概要」及び別図8「雨水排水ポンプ場植栽管理位置図」に従うこと。事業者は、作業開始時期を本市と事前に調整し、作業前及び作業完了後には本市へ報告すること。 | □ | □ |
|  | ② 剪定その他の作業においては樹木に生育に支障のない時期を選定するととともに、枯死や樹勢に異変が確認された場合には市へ報告すること。 | □ | □ |
| 3.3.1.9 量水器交換 | | | |
|  | 量水器交換は、本市の管理する量水器について交換を行うものである。本業務で新設及び取替を行う量水器・受信器については、検定に合格した計量法第72条第2項で定める、有効期間の満了の年月が検定証印に表示されており、かつ原則として、有効期限が7年8ヵ月以上残っているものを設置すること。 | □ | □ |
|  | 業務の完了に際しては下記の図書を提出すること。  ・量水器取替工事写真撮影基準に基づき撮影した写真台帳　2部  ・実施状況報告書（指針値等、業務別様式集参照） 3部  なお、実施回数については、別紙1「業務概要」のとおりとすること。 | □ | □ |
| 3.3日常的維持管理業務　–　3.3.2 住民対応等業務 | | | |
| 対象及び3.3.2.1受付対応等 | | | |
|  | 住民対応等業務は、住民対応等業務の実施区域は、**別紙1「業務概要」**に記載の下水道施設とする。  受付対応等は、本市または市民からの連絡について、常時対応できる体制を構築するとともに、連絡を受けてから概ね30分以内（平日昼間・夜間休日問わず）に、現場確認の実施、安全確保等の初動対応を実施すること。 | □ | □ |
|  | 現場対応時に緊急的な修繕や清掃等が必要な場合については、事業者の判断で緊急清掃、補修等の業務を実施するものとし、必要に応じて本市または市民へ経過等を報告及び説明をすること。 | □ | □ |
| 3.3.2.2対応実施等 | | | |
|  | a) 本市または市民より電話を受けてから概ね30分以内に現場へと赴き、現場確認（原因の確認・推定含む）、安全確保、各種対応等の必要な作業を実施すること。なお、対応実施等は年30回程度を想定している。 | □ | □ |
|  | b) 事業者の判断で以下の業務を実施すること。なお、下記の事項は下水道施設の異常等を起因とする標準的な作業であり、現地の状況や第三者等への被害等を勘案し、公的サービスであることを念頭に必要な対応を行うことを想定している。  　ⅰ) 管路清掃・浚渫・調査等  　　土砂や支障物、木根等により管閉塞や流下支障が生じた場合には、高圧洗浄等による清掃や揚泥車による浚渫等を行うとともに必要に応じて調査を行い、地表面に溢水があるときは下水の拡散防止や清掃等を行う。  　ⅱ) 水路清掃・浚渫等  　　水路の流水機能を阻害する障害物の除去及び周辺環境保全のための清掃等を行う。  　ⅲ) マンホール等溢水  マンホールポンプ等の故障によりマンホールからの溢水が生じた場合の汚水排除・清掃を行うとともに、故障の原因の確認や二次被害の防止を実施する。  　ⅳ) 道路陥没等の復旧  　　下水道施設に起因する道路陥没については応急的な路面補修や通行者の安全確保を行い、その後関係者と協議調整のもと、本復旧や施設の修繕を実施する。  　ⅴ) 下水道構造物補修・修繕  　　水路、ポンプ施設における緊急補修やマンホール蓋の交換、高さ調整を行う。  　　マンホール蓋は、路面と段差を生じさせないように、3箇所調整金具を打ち込み、慎重に高さ調整をすること。高さ調整後、無収縮モルタルを空隙の生じないように充填し、周囲の路盤等では十分な転圧を行うこと。  　　なお、道路管理者工事により一定規模の修繕等が発生した場合には、建設工事等に係る諸手続きについて不備不足なく実施すること。  　ⅵ) 草刈緊急対応業務  　　通報があった箇所について、水路及び水路敷における雑草等の草刈を行う。 | □ | □ |
|  | c) 上記の業務を実施した際は、実施した作業内容については速やかに市に報告すること。なお、事業者判断による実施において、その費用が諸工事については税込み130万円を、清掃、草刈等作業については税込み50万円を超える事が想定される場合には、本市と協議すること。その際、第三者等への危険防止及び下水道機能の阻害防止措置等を確実に実施するとともに、その費用の根拠となる見積等を本市の指示に基づき提出すること。 | □ | □ |
|  | d) 本市と合意した費用をもって精算額とし、実施案件ごとに精算額を決定すること。 | □ | □ |
|  | e) 作業が完了した場合は、作業ごとに報告書を作成し、本市へと提出するとともに、必要に応じて本市の立会いを受けること。 | □ | □ |
|  | f) 作業完了時に本市から作業のやり直しを指示された場合は、直ちに作業のやり直しを行い、再確認を受けなければならない。 | □ | □ |
|  | g) 現場対応は、市との協議の上、適正な執行に努めること。なお、**別紙1「業務概要」**に記載のない作業の実施又は数量を上回った場合については、本市の負担とし、その処理については別途協議する。 | □ | □ |
|  | h) 業務の実施に際しては、統括管理者等は現場に常駐し、その運営、取締りを行う。なお、建設業法の適用を受ける業務内容の場合には、法令及び関連する本市の定めに従い、主任技術者等を適切に配置するとともに、必要な手続きを行うこと。 | □ | □ |
| 3.3日常的維持管理業務　–　3.3.3 大雨対応等業務 | | | |
| 共通事項 | | | |
|  | 大雨対応等業務は、水路のスクリーン点検・清掃・河川工作物対応等、パトロール・溢水対応、樋管・樋門操作等となり、実施区域は、別紙1「業務概要」による。 | □ | □ |
|  | ①台風及び集中豪雨に対応するため、対応計画（体制及びタイムラン等）を事前に策定して本市に提出すること。また、対応に必要な資機材については事前に準備をするとともに、良好な状態で使用できるよう点検等を適時実施すること。 | □ | □ |
|  | ②事業者は、緊急作業等において発生した除去物の処分については、関係法令を遵守し処分すること。なお、可燃物の処分先を処分計画として維持管理計画書に明記し、可燃物以外は本市の指定する場所に搬入すること。ただし、災害発生に伴い災害廃棄物集積場所が設置された場合は、本市の指示に従うこと。 | □ | □ |
|  | ③市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、本市からの指示によらず、自ら大雨警報発表時と同等の体制確保に努めなければならない。また、本市からの指示に従い、下水道施設の保守にあたるとともに、被災状況の把握及び二次災害の防止等に努めなければならない。なお、地震による災害時の対応のうち、本市の指示による大雨警報発表時以上の増員体制・対策については、本市の負担とし、本事業の契約金額とは別に精算を行うものとする。 | □ | □ |
|  | ④大雨時において、雨水排水ポンプが稼働した場合には、市の指示によらず事業者の判断において、周辺地域での浸水の有無やポンプの稼働状況を確認し、市へ報告すること。 | □ | □ |
|  | ⑤大雨・浸水及び地震時における対応のうち、別紙1「業務概要」に記載のない作業の実施または数量を上回った場合については、本市の負担とし、その処理については別途協議するものとする。 | □ | □ |
|  | ⑥大雨対応等業務は市との協議の上、適正な執行に努めること。 | □ | □ |
| 3.3.3.1 スクリーン点検・清掃、河川工作物対応等 | | | |
|  | 「水路等点検」に示す水路のスクリーンについて事前に点検・清掃を行うとともに、大川排水樋管及び大栗排水樋管における転落防止柵について一時撤去を行う。なお、降雨後においては必要に応じて再度水路を点検するとともに、転落防止柵を復旧すること。 | □ | □ |
| 3.3.3.2 パトロール・溢水対応 | | | |
|  | 事業者は適宜市内の巡回を行い、発見或いは市民等からの要請により、土のうの運搬及び設置を行うこと。また、本市の指示等により、土のうの運搬及び設置を行うこと。 | □ | □ |
|  | 現場の状況及び設置作業の進捗状況の把握の上、設置箇所等については写真等の記録を残し、本市に書面にて報告すること。 | □ | □ |
|  | 土のうの設置について、市民等からの要請等により、事業者の判断で実施した場合は、速やかに本市に報告すること。 | □ | □ |
| 3.3.3.3 樋管・樋門操作等 | | | |
|  | 樋管・樋門操作等は、市の定める操作規則に基づき、大川排水樋管及び大栗排水樋管において、樋門の開閉により多摩川からの逆流を防止し、市街地の浸水を防止又は抑止するものである。 | □ | □ |
|  | ①豪雨時又は豪雨が予想される際に、本市が管理する市内一円の水路及び雨水排水樋管等における施設操作、施設並びに交通機能の確保に向けた作業を実施すること。 | □ | □ |
|  | ②緊急時には、必要に応じて2班以上での現場対応が可能な体制を確保すること。また、各班1名以上は市内の排水樋管等の施設での業務経験が豊富な人員を配置すること。 | □ | □ |
|  | ③事業者は、本市からの連絡により緊急配備体制をとって待機し、必要に応じて巡回することを基本とする。また、出水等があらかじめ懸念される場合には、本市と協議すること。 | □ | □ |
|  | ④排水樋管での待機及び樋門開閉作業を行う際において、本市の発する避難指示等が発令された場合は、本市の指示によらず、自らの判断で安全な場所に避難すること。なお、避難を行った場合は、市に連絡すること。 | □ | □ |
| 4　その他 | | | |
| 共通事項 | | | |
|  | 事業者は、標準要求書の「その他」に規定される各事項について十分に理解し、その内容を遵守すること。 | □ | □ |